

令和 6 年 5 月 28 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01362

研究課題名(和文) 争点整理手続の実効性確保に関する研究

研究課題名(英文) How can we create workable proceedings for arranging issues in civil litigations?

研究代表者

菱田 雄郷 (HISHIDA, Yukyo)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：90292812

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、争点整理手続の実効性を阻害する要因をを取り除く方法を検討し、もって争点整理手続の実効性の向上を図ることを目的とするものである。

争点整理手続の阻害要因としては、争点整理手続における発言が不利に働き得ることから、訴訟代理人が消極的となること、裁判所も、その行動につき明確な指針がないことから、消極的になることが挙げられる。

に関しては、争点整理手続における自白の拘束力や弁論の全趣旨としての考慮を排除するためには、ノンコミットメント・ルールの解明が有用であること、に関しては、裁判所の中立性・謙抑性の観点に留意しつつ、裁判所の行動指針を詰めることが有用であることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事訴訟における適正・迅速な審理は、争点整理手続において真の争点を明確にし、これについて集中的な証拠調べを行うことにより実現し得る。したがって、争点整理手続の実効性を確保することは、民事訴訟制度にとって重要である。しかるに、近時は、争点整理手続が機能不全に陥っているという評価がしばしば見られる。当事者も踏み込んだ議論をすることなく、裁判所も議論をリードすることに必ずしも積極的ではない、という理由である。

本研究は、このような状況をもたらす原因を特定した上で、これを除去するための方策を検討するものであるが、争点整理手続の重要性に鑑みれば、本研究の社会的な意義も小さくないものと考えられる。

研究成果の概要(英文)： The purpose of this study is to examine ways to remove factors that hinder the effectiveness of the proceedings for arranging issues, thereby improving the effectiveness of the proceedings.

Factors hindering the effectiveness of the proceedings include (1) litigants' reluctance to speak out in the process because their statements may work against them, and (2) courts' reluctance to be active because there are no clear guidelines for their actions.

With regard to (1), we confirmed that clarification of the non-commitment rule would be useful in order to eliminate the binding effect of confessions and consideration of litigants' statements as the source to affect the judge's decision; and with regard to (2), it would be useful to elaborate the guidelines for the court's conduct while keeping in mind the perspective of the neutrality and modesty of the court.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟法 争点整理手続

## 1. 研究開始当初の背景

民事訴訟における適正かつ迅速な審理は、争点整理手続において原被告間における真の争点を絞り込み、かかる争点について集中証拠調べをすることにより、実現できる。このことは、充実した争点整理手続が、民事訴訟における適正かつ迅速な審理にとって極めて重要であることを意味する。

以上のような争点整理手続の意義は、平成8年に制定された民事訴訟法が施行された直後においては十分に理解されていたようであり、訴訟代理人も裁判所も、充実した争点整理手続が進められるように意を払っていたと言われている。しかるに、その後しばらく経つと、争点整理手続の形骸化という問題提起がなされるようになった。準備書面を交換するのみで、それ以上議論を深めないという期日が繰り返されることが多くなったという問題提起である。

このような現象が生じる理由としては、以下の点が指摘されることが多い。すなわち、準備書面が期日直前に送られるので、裁判所も相手方も準備ができない、相手方から揚げ足を取られることをおそれて期日における口頭での発言に慎重になる、裁判所が口頭での議論を深めるためのイニシアティブをとらず、日程調整に入りたがる、釈明権の行使が五月雨式であり、裁判所の意図がつかめない、といった点である。

このうち、は、弁護士の執務体制に依存する面が大きいと思われるが、は、民事訴訟の審理に係る規律の問題と深く関わる。例えば、争点整理手続で相手方の主張を認めることが容易に裁判上の自白と評価されたり、口頭弁論の全趣旨として、裁判所の心証形成に利用される資料とされたりするならば、当事者は、争点整理手続における発言に慎重にならざるを得ないのである。また、は、裁判所の執務体制にも関わるが、裁判所が、釈明権の行使等を通じてどこまで積極的に議論をリードすべきであるか、自らの心証をどこまで開示すべきであるか、について必ずしも明確な基準が設定されていないことに起因するとも考えられる。

そこで、実務家を中心に、の問題を解消するため、撤回を留保した上での暫定的な発言を認め、相手方としても、当該発言を後日準備書面で引用したり、自白の成立を主張したりしないというルール(ノンコミットメントルール)に基づいて争点整理手続が行われるべきである、といった主張がなされ、また、の問題を解消するため、暫定的な心証開示の在り方が検討されつつある。

## 2. 研究の目的

### (1) 検討が不足している点

以上のように、争点整理の機能不全については一定の対応が検討されているものの、なお考察を深めるべき点が残されている。

まず、ノンコミットメントルールに関しては、その法的性質が、十分に明らかではない、という点が指摘できる。両当事者と裁判所の間で、このようなルールを妥当させる旨の明示または黙示の合意が認められる場合には、訴訟契約または審理契約として評価することができるとの指摘はあるが、その許容性や訴訟法上の効果は必ずしも十分に詰められていない。また、「ノンコミットメントルールによる」との両当事者と裁判所の間で合意が認定できない場合の処理となると一層明らかではない。

次に、暫定的な心証開示の在り方については、実務的な運用論に傾斜しがちであり、理論的な検討が弱いという点が指摘できる。実務上の指針を提示するというのが最終的な目的であるから、具体的なレベルで議論が蓄積されること自体は望ましいが、理論的な基礎付けが欠けるとや

や場当たりの議論となるおそれもあるように思われる。

## (2) 本研究が取り組む問い

以上の状況に鑑みると、まず、ノンコミットメントルールにつき両当事者と裁判所の間で合意がない場合に妥当する規律(デフォルトルール)はどのようなものか、という問いが、本研究が取り組むべき第1の問いとなる。このデフォルトルールが、上記の懸念を生ぜしめる場合がある、ということが明らかにならないうちに、かかる懸念を解消する方策を論じても意義に乏しいと考えられるからである。

次に、裁判所は、どこまで積極的に、争点整理に関与し得るのか、すべきであるのか、という問いが、本研究が取り組むべき第2の問いとなる。裁判所には中立性が求められるとともに、最終的な判断権者として、その振る舞いは当事者からするとある種の強制の契機を伴い得るものである一方、当事者の側は、裁判所が積極的に関与するのであれば、抜け目なく手を抜くことも考えることになるから、積極的であればあるほど良いというものではない。種々の観点を慎重に考慮し、適切な関与の程度を特定していく必要がある。

## (3) 本研究の目的

以上2つの問いに鑑みると、本研究の目的は、以下のように表現し得る。第1は、争点整理におけるデフォルトルールが、上記の懸念を生ぜしめるか、明らかにすること、第2は、第1の問いが肯定されるとして(そうであることが予想される)、それはどのように是正されるべきか、明らかにすること、第3は、裁判所は、どこまで積極的に争点整理に関与すべきか、を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

### (1) デフォルトルールの探求

上記の懸念の一因としては、争点整理手続における発言が、口頭弁論の全趣旨としてしん酌され得ることが挙げられてきた。しかしながら、口頭弁論期日ではない、弁論準備手続期日での発言が、民訴法247条における口頭弁論の全趣旨に該当するということが、条文の文言からして自明ではない。したがって、この点は、民訴法247条の射程について、沿革に遡った検討が必要となるはずであるが、かかる検討は十分になされていない。したがって、この点の検討がなされる必要がある。

また、上記の懸念の一因としては、弁論準備手続期日での相手方の陳述を認める旨の陳述が裁判上の自白になり得ることも挙げられてきた。しかし、学説上は、ノンコミットメントルールが広く認知される以前から、弁論準備手続内での陳述は裁判上の自白にならないとの主張があったのであり、裁判上の自白の要件および自白の撤回の要件については、より厳密な検討が必要であると考えられる。

### (2) 問題の是正方法の探求

以上の作業の結果、必要があれば、ノンコミットメントルール等の提案について、その法的性質を明らかにすることになる。当事者間で、ノンコミットメントルールを適用することについて合意が認められる場合には、そのような合意に訴訟上の効力が認められるか、という点につき、訴訟契約および審理契約に関する議論状況を踏まえつつ検討することになる。

他方、ノンコミットメントルールを適用することについての合意を認めることが難しいという場合は、難問ではあるが、裁判所の訴訟指揮権の行使として、どこまでのことをなし得るかを

検討することで問題にアプローチすることが考えられる。

### (3) 裁判所の争点整理に対する積極性

この点に関しては、争点整理の実効性確保という観点から論じられる傾向にあったように思われる。しかし、この論点は、裁判所の中立性、裁判所の持つ権力性、当事者と裁判所の適切な役割分担というより高次の観点到深く関わるものであり、争点整理の実効性確保という観点からのみ論じるのは不十分である。したがって、これらの高次の観点到関わる議論（釈明義務論、法律観点到指摘義務論、当事者主導型審理構造の提案等）も視野に入れつつ、争点整理への裁判官の関与の在り方を検討する必要がある。

## 4. 研究成果

### (1) デフォルトルール

確定的に言えることは多くないが、本研究を通じて、以下のような見通しを得るに至った。

第1に、争点整理のデフォルトルールとしては、たとえ弁論準備手続であっても、裁判上の自白の成立の余地がないとはいいい難く、かつ、弁論準備手続における種々の陳述が当然に弁論の全趣旨として裁判官の心証に影響を与え得るとはいいい難いのではないかという感触を得た。

仮にこの理解が正しいとすれば、まず、裁判上の自白の拘束力を排除するには別途の措置を要することとなる。次に、弁論準備手続における弁論の全趣旨はそうおそれなくてよいとしても、口頭弁論または準備的口頭弁論により争点整理がなされる場合もあり（とりわけ通常の口頭弁論により争点整理を行う場合は少なくない）、このような場合には、弁論の全趣旨の機能を排除するために別途の措置を要することになる。

### (2) 問題の是正方法の探求

そこで、かかる別途の措置の検討が要求されることになるが、そのような措置の主たる候補は、ノンコミットメントルールである。自白の拘束力の排除に関しては、当事者間でその旨の合意がなされるのであれば、弁論主義が妥当する領域に関する訴訟上の合意であることに鑑み、その有効性を認めて良さそうである。他方で、当事者間にその旨の合意があるとまでは評価できない場合は、訴訟上の合意の効力を観念することはできないが、裁判所の訴訟指揮権の一環として自白の拘束力を生ぜしめない形で弁論を行わせることが可能か、という点は検討に値しよう。

次に、争点整理手続における当事者の陳述を弁論の全趣旨としてしん酌することを排除することに関しては、裁判所の自由心証の制約という側面があるので、当事者間の合意のみで排除することは困難であると考えられる。もっとも、自由心証を制約される裁判所自体が、ノンコミットメントルールに同意をしているということであれば、その効力を否定する理由は乏しい。この場合、裁判所と当事者間でのノンコミットメントルールについての合意は一種の審理契約ということになり、かかる契約の効力として争点整理手続内においては当事者の陳述を弁論の全趣旨として考慮しないという帰結を導くことは可能であろう。また、かかる合意が裁判所と当事者の間にあるとまでは評価できない場合であっても、自白の場合と同様、裁判所の訴訟指揮権の一環として、弁論の全趣旨を排除した形で弁論を行わせることは可能か、という点は検討の余地があると考えられる。

### (3) 裁判所の争点整理に対する積極性

最後に、裁判官の積極性の問題に関しては、必ずしも明確な方向性を得ていない。

一方では、裁判所の積極性に過度の期待をすることなく、当事者の主体性を伸ばしていくべきであるという議論がある。裁判所の人的リソースの制約、裁判所の中立性の要請や謙抑性の要請に鑑みると、この議論のように、当事者の主体性に期待するのはある程度やむを得ない面がある。しかし、当事者には、判断権者である裁判所の顔色をうかがわざるを得ない、という事情がある以上、当事者の主体性を伸ばすことは構造上難しいということも否定できない。このような中で、当事者の主体性を伸ばすとすれば、上記のような裁判所の事情から当事者の主体性に期待するしかないという消極的な議論のみならず、当事者の主体性を伸ばすことの効用を積極的に基礎づけるような議論が要求されよう。現時点で、かかる議論を提示する用意はないが、このような議論が提示されるのであれば、裁判所の役割も、事案の解明ではなく当事者の支援にシフトすべきであると論ずる余地も開かれる可能性もある。

以上のような当事者の主体性に期待をするという議論とは異なり、裁判所の積極性になお期待するという方向での議論もある。とりわけ、争点整理の文脈においては、このような議論が多く見られるが、こちらも複数の事情が絡んでおり、直ちに最適解を見出すのは難しい。裁判所が、上述のような制約の中で動かなければならないということはおそらく前提としなければならぬ以上、そのような中で最大限の積極性を発揮すればよいかといえ、これは当事者の主体性を減退させることになり、全体として最適となっていると直ちにいえるものではないのである。

以上のように困難な問題ではあるけれども、当事者の主体性に期待をした上で、そのような主体性を発揮させるような環境を整えるという点での裁判所の積極性するという方向性は魅力的であるように思われる。もっとも、この方法で良いか否か、良いとして具体的にいかなる方策が取られるべきであるかは、残された課題をせざるを得ない。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 265
2. 論文標題 限定承認の蒸し返し：既判力に準ずる効力（最高裁昭和49.4.26第二小法廷判決）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 168-169
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 265
2. 論文標題 再審の原告適格（最高裁昭和47.6.3第一小法廷判決）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 232-233
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 1
2. 論文標題 日本が2019年ハーグ判決条約の締約国となる場合の対応について 若干の間接管轄を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 越山和広ほか編『手続保障論と現代民事手続法』（信山社）	6. 最初と最後の頁 745-765
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 1
2. 論文標題 担保の価値増加と第三者の負担	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 角紀代恵ほか編『現代の担保法』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 733-752
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 1
2. 論文標題 2019年ハーグ判決条約の日本法における意義 消費者契約に関する訴訟に係る判決の承認・執行を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 沖野眞己ほか編『これからの民法・消費者法(II)』(信山社)	6. 最初と最後の頁 635-655
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 1549
2. 論文標題 書証と電子データの取調べ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 60-67
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 61
2. 論文標題 札幌地判令和元年5月14日判タ1461号237頁評釈	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 126-129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 1
2. 論文標題 対世効の再構成	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 加藤新太郎先生古稀祝賀論文集『民事裁判の法理と実践』	6. 最初と最後の頁 323-340
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菱田雄郷	4. 巻 1
2. 論文標題 最判平成5年1月25日民集47巻1号344頁解説	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 倒産判例百選（第6版）	6. 最初と最後の頁 64-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 菱田雄郷
2. 発表標題 2019年ハーグ判決条約の日本法における意義
3. 学会等名 日韓民事訴訟法研究集会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 三木 浩一、笠井 正俊、垣内 秀介、菱田 雄郷	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 748
3. 書名 民事訴訟法〔第4版〕	

1. 著者名 松下淳一、菱田雄郷編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 224
3. 書名 倒産判例百選（第6版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-



6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------